



平成23年 8月17日

各 位

会社名 株式会社 塩見ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 塩見 信孝  
(コード番号2414・大証2部)  
問合せ先 取締役財務部長 杉西 康広  
T E L 082-568-8128

公認会計士等の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日付で、金融商品取引法第193条の2第1項および第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動がありましたので、下記の通りお知らせいたします。当該異動に伴い、同日開催の監査役会において、会社法第346条第4項及び第6項に基づき、一時会計監査人の選任を決議しております。

記

1. 異動に係る公認会計士等

(1) 就任する公認会計士等の名称等

氏名 公認会計士 野村文雄

事務所所在地 東京都中央区日本橋本町3-3-6 ワカ末ビル7階

氏名 公認会計士 陽川仁成

事務所所在地 大阪府大阪市中央区上町B番8号クリエイト上町8階

上記両名の一時監査人は、上場会社監査事務所名簿への登録申請を行っております。これにより、両名は日本公認会計士協会の準登録事務所名簿に記載されております。

(2) 退任する公認会計士等の名称等

氏名 公認会計士 笠井隆司

事務所所在地 東京都国分寺市本町4丁目1番2-302号

氏名 公認会計士 小林憲司

事務所所在地 東京都千代田区六番町3番地

2. 異動年月日

平成23年 8月17日

3. 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成23年 3月 1日

4. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

平成23年3月期有価証券報告書及び内部統制監査報告書において、受領している監査報告書は以下のとおりです。

#### <財務諸表監査>

私たちは、当該連結財務諸表に関する経営者確認書を入手できなかった。このため連結財務諸表の適正性を保証する証拠が入手できず、連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

私たちは、上記の連結財務諸表が、上記の事項の連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社塩見ホールディングス及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて意見を表明しない。

#### <内部統制監査>

私たちは、上記内部統制報告書に関して経営者確認書を入手することができなかった。このため内部統制報告書の適正性を保証する証拠が入手できず、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

私たちは、上記の事項が内部統制報告書に与える影響の重要性に鑑み、株式会社塩見ホールディングスの平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、財務報告に係る内部統制の評価について、適正に表示しているかどうかについて意見を表明しない。

### 5. 異動の理由及び経緯

当社は、平成23年7月29日付「平成23年3月期有価証券報告書に関する監査意見不表明に関するお知らせ」及び平成23年8月4日付「過去の会計処理に関する調査状況のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社が株式会社アジリティコーポレーションを子会社化した際ののれんの会計処理（以下「本会計処理」という）の適否について結論を出すことが難しいと判断したことにより、公認会計士笠井隆司氏及び公認会計士小林憲司氏が適正に会計監査手続きを履行した上で、両氏より平成23年3月期有価証券報告書に関する監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしました。当社は会計監査人との間で本件会計処理の適否について協議してまいりましたが、本件会計処理に対する見解の相違から、公認会計士笠井隆司氏及び公認会計士小林憲司氏と協議の結果、本日付で監査契約を解除することで合意に至りました。

当該解除に伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、また監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、監査役会と緊密に連携をとりながら一時会計監査人の選定を行った結果、公認会計士野村文雄氏及び公認会計士陽川仁成氏から一時会計監査人就任についての承諾を得て、同日付開催の監査役会において、会社法346条第4項および第6項の規定に基づき、一時会計監査人として公認会計士野村文雄氏及び公認会計士陽川仁成氏を選任し、就任していただきました。

なお、公認会計士笠井隆司氏及び公認会計士小林憲司氏からは監査業務引継について協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

### 6. 上記5. 異動の理由及び経緯に対する会計監査人（辞任）の意見

平成23年3月期の決算において監査意見を差し控えており、平成22年3月期におけるのれんの会

計処理の適否については協議してまいりましたが、協議の結果、平成24年3月期の監査契約の更新は行わないこととした。

#### 7. 今後の見通し

平成24年3月期第1四半期決算短信及び平成24年3月期第1四半期報告書につきましては、引継作業が行われることとなっておりますので、平成23年9月15日迄に開示する予定であります。

以上